

九州大学芸術工学部・九州芸術工科大学同窓会（渾沌会）表彰規程

（趣旨）

第 1 条 渾沌会規約第 2 条にもとづき、芸術工学の発展と進歩に寄与する顕著な成果を挙げた会員に対して、その栄誉を称え表彰する。

（対象）

第 2 条 渾沌会規約第 6 条に定める本会の会員を表彰の対象とする。

（資金）

第 3 条 本会の会費の内、繰越金を活用する。

（表彰者の決定）

第 4 条 表彰候補者の選定および受賞者の決定は、役員会にて行う。

（表彰）

第 4 条 受賞者には、表彰状および記念品を授与する。

- 2 表彰状および記念品は 1 件につき 5 万円を上限とする。
- 3 表彰式を行う場合、受賞者への交通費は別途支給することが出来る。
- 4 同年度に複数名を表彰する場合は、役員会にて妥当性を判断し実施することが出来る。

（その他）

第 5 条 本規程に定めのない事項については、役員会にて協議し決定する。

付則

本規程は令和元年 10 月 12 日から 3 年間を目途に実施し、それ以降は、本制度の効果や会費（繰越金等）の状況を踏まえ、本制度の改廃や修正等を判断する。